

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

世田谷区世田谷保健所長 あて

報告者 住所  
報告義務者続柄  
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、  
次のとおり報告します。

業態				
業務所	所在地			
	名称			
品名	数量	譲受人の住所 及び氏名	法第30条の 7による区分 及び業種名	指定証の番号
報告の事由及び その事由の発生年月日				

（注意）

業務所欄には、業務廃止前のものを記載すること。